

鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所等に対して ICT の導入費用を助成することにより、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法律」という。）第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- (2)「障害者支援施設事業者」とは、法律第5条第1項に規定する「施設障害福祉サービス」事業を行う者をいう。
- (3)「一般相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する「一般相談支援事業」を行う者をいう。
- (4)「特定相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する「特定相談支援事業」を行う者をいう。
- (5)「障害児支援事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第7条第2項に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。
- (6)「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。

(交付対象)

第4条 本補助金は、鳥取県内の障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）が ICT を導入する事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象経費は、補助事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき ICT を導入する経費（寄付金その他の収入額、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(交付額の算定方法)

第6条 本補助金の交付額は、前条の補助対象経費に4分の3を乗じた額とする。但し、千円未満は切り捨てとし、補助対象経費の上限額は100万円とする。

2 県は、障害福祉サービス事業者等ごとに、当該障害福祉サービス事業者等が ICT 導入に要した費用から、あらかじめ定めた額を差し引いたものを対象経費の支出（予定）額とすることができる。

（交付申請の時期等）

第7条 本補助金の交付申請は、福祉保健部長が別に定める日までに行うものとする。また規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付の決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付の決定の通知は、様式第2号によるものとする。

（補助対象の選定）

第9条 県は、交付決定にあたっては次の①及び②の条件を満たす障害福祉サービス事業者等の補助事業から優先的に採択するものとする。

①交付申請時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みであることを県が認めた場合。

②ICT 導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の4月末日又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項各号に掲げる書類は、様式第3号とする。

（財産の処分制限）

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱並びに「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(令和5年2月16日障発第1号))に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和4年度事業から適用する。